（別紙）

常大商観第 201 号
令和８年９月 18 日

茨城県知事　　大井川　和彦　　殿

常陸大宮市長　　鈴木　定幸
（公　印　省　略）

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年８月 10 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　　ウエルシア常陸大宮石沢店
　所在地　　常陸大宮市石沢 1844 番地の７　外

２　届出者
　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
　　有限会社ヒロセヤ
　　代表取締役　仲田　宣勝
　住　所　　常陸大宮市石沢 1844 番地の 4

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

茨城県
令-8. 9. 18
中小企業課
受付